

2022年12月22日

自治労全国書記協議会
議長 貞賀重治様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 川本 淳

全労済自治労共済本部
本部長 川本 淳

自治労書記政策の具体化等を求める要求書への回答

日頃の自治労運動へのご献身に対し感謝申し上げます。

さて、12月12日付にて貴職より提出された標記要求書について、以下の通り回答いたします。

1. すべての書記の自治労組合員化、労働条件の確立、研修の充実等を求める「自治労書記政策」が県本部また単組役員にまで徹底されるよう、全国的な役員改選期、あるいは年度当初などの節目に、改めて本部の責任において各県本部を通じ、周知を図ること。また、本部段階における役員研修や機関会議の場なども含め、より有効な周知方法について検討すること。具体的には中央また県本部における労働学校を活用するなどして、書記が一人配置となっている小規模単組、また臨時・非常勤等の形態で書記を雇用している単組にまで、その周知が行き渡るよう、特段の配慮をすること。

【回答】

書記政策については、自治労運動の担い手としての書記の役割、書記を雇用する各級機関（単組・県本部・本部）の責任など、基本的な考え方を定めたものとして、その浸透について、各県本部・単組に周知をお願いしている（自治労発 2022 第 590 号 4 月 14 日付）。

書記政策のさらなる浸透をはかるため、提案いただいた労働学校での提起や周知などの新たな取り組みについて、本部関係部署と連携し、検討を進めていきたい。

2. 県本部・単組における専従役員の配置がかつてより困難となり、書記の業務

がより複雑化・高度化していることから、書記の知見を広め、その能力・技能を一層向上させるために、自治労総体としての書記研修制度の充実を図ること。とくに、地連別の「書記ワークルールセミナー」については、コロナ禍にあって開催が難しい状況にあることから、ウェブの活用なども含め、制度の普及に努めるとともに、継続的な予算確保を行うこと。また、全国交流集会等の研修により多くの書記が参加できるよう配慮すること。

【回答】

「ワークルール検定」講座の助成については、2022年度は5つの地連で行われおり、2023年度の助成も案内を開始している。引き続き、地連で定着した研修となるよう充実、改善をはかりたい。また、コロナ禍のもとで、ウェブの活用など、研修が円滑に実施されるよう貴職とも協議を進めていく考えである。

3. 本部の行っている新規採用書記研修については本部の対象者の有無にかかわらず毎年実施されるよう、自治労総体の書記研修として位置付けを改めること。また、各県本部・単組の新規採用書記、および自治労共済配属となった全労済職員の参加促進にむけ、より柔軟な日程設定あるいは参加方法が可能となるよう、ウェブ配信またアーカイブの活用も含めて研修のあり方を検討すること。あわせて対面による参加者同士の交流の場を設定すること。

【回答】

新規採用書記研修はこれまで本部書記が採用された際に開催、公開してきた経過があるが、要請いただいた自治労総体の書記研修としての位置づけの見直しや毎年開催も含めて、本部教育センターと連携して検討を進めたい。

これらと並行して、WEB配信、アーカイブ活用、対面による参加者同士の交流の場についても検討を進めたい。

4. 安全かつ安心して働くことができる書記局の実現にむけ、各県本部に対し、以下の通り必要な指導を行うこと。
- (1) 2020年4月20日の「全国の書記局における新型コロナウイルス対策を求める要請書への回答」の趣旨に基づき、引き続き、全国の書記局における新型コロナウイルス対策を進めること。
 - (2) ウェブ会議が導入された結果、事前の資料作成や配布、また休日に行われる集会のアクセスポイントとして各県本部や単組書記局が使用されるため、書記業務の負荷が高まっていることから、代休や振替休日、休日勤務手当等の対応はもとより、ウェブシステムを使用する際には日程の短縮化、配布資料の簡素化、サテライト開催を多用しないなど、本部

- が率先して業務負荷を軽減することで、その対応策を全国に示すこと。
- (3) すべての書記が当局責任において健康診断を受診できるよう指導すること。
 - (4) ほぼ全ての事業所が常時雇用 50 人未満の書記局であることから、県本部が実施主体となり、すべての単組書記まで「ストレスチェック」が実施されるよう指導すること。
 - (5) すでに、単組にかわり実施主体となってストレスチェックに取り組んでいる県本部もあることから、そのような事例を全国的に周知するなどしながら、各県本部において必要な予算措置を行うよう指導すること。
 - (6) メンタルヘルス不調の早期発見や未然防止にとどまらず、職場復帰支援プログラム、過重労働対策など、総合的なメンタルヘルス対策を講じるよう指導すること。

【回答】

全国の書記局における新型コロナウイルス感染症の防止対策について、引き続き、感染状況を見極め、必要な対策をはかりたい。

ウェブ会議運営については、振替休日や代休の取得状況、開催日程や配布資料のあり方、サテライト開催の多用による書記局の業務負荷の実態と改善方策について貴職と十分に協議し、可能なことから具体化を進めたい。

5. 各県本部におけるハラスメント対策が十分に取られていない現状に鑑み、以下の取り組みを進めること。
 - (1) 11 月 2 日の臨時県本部代表者会議にて報告された山梨県本部案件にかかり、仮に報道されたような情報漏洩があったとすれば、ハラスメント相談窓口の信頼性を完全に損なうことから、その事実を検証すること。
 - (2) その検証状況および結果について、速やかに全国書記協議会に対し明らかにすること。
 - (3) 山梨県本部案件にかかわる報道により、相談窓口の利用者、また利用を検討していた組合員に大きな不安を与えていることから、本部の責任において、その疑念を解消するよう対処すること。あわせて、ハラスメント相談窓口の周知について、今後は本部がより主体的・積極的に行うこと。
 - (4) 山梨県本部案件をきっかけとしてハラスメント相談窓口を解消する等、ハラスメント対策の後退につながるような検討は厳に慎むこと。また、相談窓口と全国書記協議会が関与する委員会を継続設置するとともに、同委員会の開催を全国書記協議会側が求めた場合は必ず開催するよう

要綱等の整備を行うこと。

- (5) 自治労各級機関の役員において、雇用主としてのハラスメント問題に対する当事者性、加害者性への自覚が希薄である現状に鑑み、「書記局さわやか月間」を活用するなど、自治労総体としての役員ハラスメント研修を行うこと。また、各県本部に対し、ハラスメント防止要綱の整備や本部と同様の被害相談窓口を設置するなど、ハラスメント対策を進めるよう強く指導すること。
- (6) 現状の組合員籍の有無にかかわらず、自治労組合員同士で起きた争訟において、安易に一方の当事者側に顧問弁護士を起用することは自治労本部の中立性に重大な疑念を生じさせることから、今回の弁護の引き受けにおいて自治労本部の判断があったのか、また顧問弁護士の独断で行われたのかを明らかにすること。また、顧問弁護士に対し、今後、同様の案件について安易に弁護を引き受けないよう、厳重に申し入れること。
- (7) ハラスメント相談窓口寄せられた全国事案の件数および有無について、定期的に全国書記協議会とも共有すること。また、担当弁護士との意見交換の場などを設定すること。
- (8) 6月の「書記局さわやか月間」が継続的に実施されるよう、引き続き全国書記協議会との連携をはかること。
- (9) これらハラスメント対策にとどまらず、自治労内において発生する人権問題についても広く対応できる体制の整備を検討すること。

【回答】

山梨県本部の案件に関する報道で、相談窓口の利用者、利用を検討している組合員に心配や懸念を生じさせた点について深くお詫びしたい。

本部として、報道された相談窓口の信頼性を損なう情報漏洩にあたる事実はないものと考えているが、要請の主旨を踏まえ、相談窓口のプロセス、顧問弁護士の起用や訴訟に関する自治労本部の対応など、山梨県本部案件に関する検証を行い、その結果について貴職に明らかにしたい。

これらの作業に先立ち、本部が主体的に相談窓口の積極的な周知をはかるとともに、県本部委員長等に対するハラスメント研修の実施、ハラスメント相談窓口の担当弁護士との意見交換、について早急に検討したい。そのうえで、県本部段階でのハラスメント対策、自治労内での人権問題に広く対応できる体制の整備などの課題について、貴職と随時に協議を進めていく考えである。

6. 労働契約法 18 条に基づく有期労働契約の無期転換ルールについて、引き続き各職場において制度の周知やその対応が図られるよう、十分配慮すること。

【回答】

貴職から、長年契約更新する書記を自治体の会計年度任用職員になら
って「会計年度任用書記」と称して扱い、雇い止めするケースがある
との情報提供を受けたところ。これが事実とすれば、極めて不適切な扱
いであり、無期転換ルールに沿って適切な対応がなされるよう、発
文などで、36協定の締結などの法令遵守の徹底とあわせ、各県本
部・単組に適切な対応を求めたい。

7. 2019年4月以降、時間外労働の上限規制や5日間の年休付与義務が
当局に課せられるなど、長時間労働の是正にむけた職場づくりが求
められるものの、多くの職場において36協定さえ結ばれていない
実態が明らかとなっていることから、各県本部・単組においても、
適正な対応がなされるよう、本部からも定期的に注意喚起を行
うこと。

【回答】

発文（2022年4月14日）において、36協定の締結、時間外労働の
上限規制の遵守、年次有給休暇の年間5日間の取得など、各県本
部・単組の書記局での法令遵守の徹底を要請してきたところ。引
き続き、貴職との協議、現場の実態を伺いながら、引き続き法
令遵守にむけた周知をはかりたい。

8. 不正や事故のない自治労運動の確立にむけ、上記6. および7.
のような書記局における法令遵守はもとより、会計処理に関する
リスクマネジメントの観点から、外部監査の導入などによる監査
体制の強化、また一担当者に会計業務を集中させないよう配慮
するなど、各県本部に対し、より具体的な対策を講じるよう求
めること。

【回答】

県本部代表者会議（2021年11月25日）において、県本部・単
組の財政執行・監査体制の強化をはかる観点から、会計処理に
対する複数人のチェック体制の確立、会計監査の徹底などを
県本部に要請を行ってきた。引き続き、その後の実態などにつ
いて貴職とも意見交換を行いたいと考える。

9. 全労済自治労共済事務に関する各単組からの改善案等が十分
に反映されるよう、引き続き全労済自治労共済本部と全国書記
協議会による意見交換の場を設けること。また、今後も、大
幅な制度改定を予定する場合は、共済本部が主体となって、
事務処理にかかわる全国の書記の意見を適宜把握できるよ

う、その趣旨にかなった会議や集会などの場の設定を検討すること。

【回答】

自治労共済の制度充実、組合員満足度の向上のため、全労済自治労共済としても全国書記協議会との意見交換を行っていく。

以上